

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 第4回丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会

2 開催日時 令和8年5月25日(月)14時00分から15時30分まで

※受付時間(13時45分から13時55分まで)

3 開催場所 丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室

4 会議に出席した者の氏名

(1) 委員 安達鷹矢、吉良佳晃、酒井達哉、田代優秋、谷垣友里

(敬称略・順不同)

(2) 執行機関 藤田尚位、酒井誠、中瀬文隆、西尾友寛

5 傍聴人の数 0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別 公開

7 会議資料の名称

丹波の森づくり推進検討委員会に係る資料資料Ⅰ

8 審議の概要

1. 開 会

2. あいさつ

谷垣委員より、あいさつ

3. 協議事項

(委員長)

それでは資料について、説明をお願いします。

(事務局)

※事務局より資料Ⅰについて説明※

(委員長)

今日の委員会では、この条例の骨格の構成、現状の案に対する意見の相違がないかということと、このような内容が必要ではないかとか等の骨格の部分を議論いただければと思う。

(A 委員)

資料の丹波の森づくり条例の構造案について、私のイメージに近い。丹波の森宣言はそもそも 30 年前に外部からの開発圧があった。この開発圧に対する丹波の森宣言からは変わってきており、再度課題を整理する必要があると思う。当時のことをそのままするのではなく、未来へ繋ぐということが必然であると思う。

(委員長)

いわゆるオーバーユースの課題が、アンダーユースになってきており、あまり使われなくなったことによって景観、まちづくり、人づくりが変わってきたと思う。課題が当時よりも変わっているため、課題を整理する必要がある。

（事務局）

本日欠席の委員から意見を頂いている。まず、お配りした妙高市の条例について、趣旨として宣言を盛り込んで条例の中に落とし込んであるということで、参考にいただいている。また条例以外で、丹波の森の理念の普及や推進についても、議論できたらという意見も頂いている。

（委員長）

妙高市の条例については、第9条財政上の措置や施策の評価の内容が織り込まれており、この条例は行政向けに近い印象がある。先ほどお話にもあったが、傘のような条例のイメージもパターンとしてあると思う。前回の委員会でも、そこについては意見があり、行政向けの条例のイメージか、それとも観光客向けまたは事業者向けのイメージかというところも議論が必要である。

（B 委員）

丹波の森宣言自体が知られてないという話があり、条例の具体的な内容ももちろん大事であるが、名称はとても重要である。この妙高市の条例だと同じ事になる気がする。丹波の森づくりというのが正確に認識されてないというところに課題があると思う。条例がどう浸透するかという議論の中で、それぞれの生活に割り込んでいくものや人に関わってくるものが良いと思っている。市民の人が森づくりとは何なのかということを認識できて、日常生活に触れる機会があるというものが良いと思う。

（C 委員）

名称のところで、丹波の森づくりを広めたいというのがあったとして、圧倒的に足りなかった情報をそこに入れるのはどうか。例えば、『丹波の森づくりは人づくり条例』とか。人づくりはかなり重要なキーワードだと思う。

（委員長）

もりびとの定義について、社会活動に取り組む人という言葉が広すぎて、イメージしにくい。条例を作っても、結局丹波の森づくりとは何なのか？に行きついてしまうかもしれない。

(B 委員)

サブタイトルをつけてもいいかもしれない。年齢によって全然言葉も違うと思っていて、キャッチコピーを作るときにペルソナをイメージしてから議論を進めていくが、今回の森づくり条例自体がまちの理念としてのペルソナみたいになるのかと思う。例えば、この条例があるからこうしようとかになれば良いが。ただ、使いやすい名称は難しい。

(D 委員)

丹波篠山市の人にとってなぜ丹波の森なのかというところが重要である。丹波の森づくりや丹波の森宣言というフレーズを入れないと周知はできないと思う。

(委員長)

正当性のある言葉はフレーズとして残した方が良いという認識で良いか。

(D 委員)

そのとおり。

(B 委員)

ちゃんと知っていくと、全部丹波の森に戻ってくると理解できる。おそらくそれが繋がっていることすら知らないと思う。

(委員長)

会社でいうところのミッション、ビジョン、バリューみたいなことかと思う。この会社はこういうミッションを持って、こういうビジョンを作っていこうと。バリューがその時の、規範、踏み外してはいけない価値観だったりする。これがこの条例の中から読み取れたら良いと思う。

(B 委員)

せめて、一文だけ読んでくれるものにしたいと思う。今だと森林関係をやってる人しか読まないと思う。

(委員長)

事務局は何か意見はあるか。

(事務局)

先ほどお話があった年齢によって届ける言葉を変えていくというアプローチはあると思う。例えば、条例の解説版を作って、翻訳していくもので周知する方法もあると思う。丹波の森づくりという言葉を使うのであれば、その丹波の森づくりを説明するような枕言葉を前につけるのも方法としてあると思う。例えば、自然と文化を育む丹波の森づくり推進条例とか。丹波の森というのは、自然の森だけじゃないということが分かる言葉を前につけるのも方法としてある。

(A 委員)

丹波の森づくりを知ってもらうということと、傘としての条例をつくるということは同義であるという理解で良いか。

(D 委員)

整理すべきかと思う。

(C 委員)

具体的な内容が書いていないというのもよし悪しがある。

(委員長)

行政向けの傘を被るような条例の形態もあるし、実効性を高める条例もあれば、もっと浸透度が高いものが良いなど、それがまさに骨子の話になるかと思う。

(C 委員)

既存の施策との関連性も条例に書き込むのか。

(事務局)

書き込むつもりはない。先ほど話があったように、そういう包括的な上位の理念条例を定めたときに、その条例がどういう名称であるべきかというのは、確認が必要である。条例の中身がある程度形作ってからの方が、名称のイメージが出しやすいと思う。

(A 委員)

条例の乱立にならないかが大事である。森づくりは人づくりという話もあったが、それが全体に関わることとして捉えられるような、キャッチーなコピーかつ、実効性のある条例が篠山にあれば良いと思う。また新しい条例ができたというところで、また1から理解しないといけないとなると大変である。

(D 委員)

丹波の森宣言のPRに重きを置くのか、それをベースとして篠山の森を広い意味で進めるのかという議論があっても良いと思う。

(B 委員)

どちらにするか方向性は決めておいた方が良い。両方実現するのは難しい。

(委員長)

今日それを決めればと思っている。今、決めにくさを感じているところはどこか。一個人がその条例の位置付けを決めれるのかという点か、それとも情報が足りないのか。

(C 委員)

傘となるような条例を作るのであれば、ここにいる人だけでは難しい。一方で、丹波の森づくりという言葉忘れてしまった、または聞いたことがなく育った人たちのためには、傘になるものを作っても、実行力がないという2層になっていると思う。本当に浸透させるなら、中身を作りこまなければならないとなると、篠山ならではの森づくりのことになる。ただ、傘になるようなものだけを整理して良いとなると、話がシンプルになり、抽象的でも良いという話になる。そこは気になっている。中身を作った方が、役に立つのではないと思う。

(事務局)

丹波篠山市としては、この資料の図の中間層の部分を条例とか計画で作ってきた。これについて元々は丹波の森づくり、丹波の森宣言がベースになってきた。こういった中で、一番上の条例を確立しようとしたときに、あまり詳しいものになりすぎると、あてはまりにくい。という意味からすると、ある程度理念みたいなものでないと、なかなか収まらない。実効性を持たせるのは、最初委員長の話にもあった委員会として、例えば、条例の中に盛り込まなくても、実効性を持ったことを行っていくという別立てにしていくというのも方法としてあると思う。すべてをこの一番上の条例の理念の中に、盛り込むのは、無理があると思う。

(委員長)

理念だと丹波の森づくりという言葉が浸透できない。浸透させようとなると個別的になってしまい、傘という概念からずれていく。ここの浸透と理念を分けるというのも一つの考えかと思う。そうなれば答申としては、提案書みたいなイメージを提出するイメージで良いか。

(事務局)

答申書に付帯意見のようなものをつけるイメージで良い。このような事業を行えば良い等、丹波の森宣言を浸透させるための活動ですという検討委員会の意見が伝われば良いと思う。

(D 委員)

それを新規に考えなくても今やっていることに力を入れますというやり方もあると思う。

(事務局)

確かに、森宣言の中には、文化や芸術なども盛り込まれているので、丹波篠山市政はもともと丹波の森構想に基づいたまちづくりをやってきたというところがあると思う。丹波の森構想に関わる事業をピックアップして、啓発するようなものを作るというのも方法としてある。

(委員長)

委員会としては、条例と提案書は分けて、理念と浸透を一本化するのは難しいだろうという結論で良いと思う。

理念と浸透はきれいに分けなくても良いと思うが、多少オーバーラップするところはあると思う。たとえば、継承に関わる条例で、条例に継承していくものであると理念に掲げておけば、それに基づいて継承のための実効性のある施策や既存の取組を整理していくという方向性もある。完全にお題目的な理念を並べるのではなく、継承させていくための条例ですという方向もある。

(A 委員)

継承という言葉は良いと思う。

(委員長)

浸透よりも継承が馴染むかもしれない。

(C 委員)

積み重ねたものがあるという感覚を感じてほしい。

(A 委員)

私はよく、農業を継業したけど実は農家を継承したと別軸で話している。農業は生きるための営みとしてやっており、農家として色々なものを継承し、お金にならないが、それがあるから、色々なものができると伝えるとすごく刺さる。実効性と浸透性を分けることは、重要な観点である。

(委員長)

その方向でいくなら、継承していくための役割など、継承というワードを骨子にしていくべきだ。

(事務局)

今おっしゃられたような継承という言葉キーワードとしたときに、それを基本理念のところにはめ込んで、その基本理念の実現を果たすためのそれぞれの役割は、こんな感じですよというような接続もあると思う。

(A 委員)

関係人口の方も観光の方も魅力を感じて篠山に来ると思うが、来ることが負担になると意味がない。来る人や関わる人が好きだなと思うことが残っていくことに繋がっていけば、すごく良いと思う。ただ、買うだけじゃなくて、一緒に参加するとかその意味を伝えるということが大切だと思う。

(B 委員)

この資料でいうと土台の実践層から、中層のことも考え出してきた。条例がこの層以外になればなるほど、身近な実践層に説明するときに、とても説明しづらいという課題があるので、今回の条例に、それを盛り込む必要はあまりないと今日の議論で思った。森づくりってこんな良いことやっているとわかるアイテムがあれば良いなと思った。

(委員長)

それは条例の③の基本理念のところに少し記載していけば良いと思う。

(事務局)

その表現が基本理念の中に盛り込めたら、一番良い。ただ、それができなかったとしても、検討委員会での市に対する提案の一つとして、そういったツールを作るというやり方もある。

(B 委員)

その時に町並みや自然など繋いでいきたいという思いから、継承という言葉を使って良いかもしれない。

(委員長)

これに価値があるから継承していこうというふうになれば良いと思う。

次の会については、具体的な条文の検討になってくるので、それを全員で確認していきたい。あと委員会も3回開催する予定で、具体的な実効性のある提案書は3回目に議論することになると思う。条例は事務局で作ってくれるとして、具体的な実効性のある提案については、みなさんで考えていただければと思う。

4. その他

次回委員会は、6月中旬で調整のうえ決定する。

5. 閉会

委員長あいさつ